

平成 30 年度

中部地方整備局コンプライアンス報告書

平成 31 年 3 月 中部地方整備局

平成 30 年度中部地方整備局コンプライアンス報告書

目 次

はじめに	…	3
1. 平成 30 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画の策定	…	4
2. 職員のコンプライアンス意識の一層の醸成	…	4
A. 取組の実施状況	…	4
(1) 事案の事実経過等の周知による職員の危機意識の醸成		
①事案の事実経過等の職員周知<再発防止>	…	4
②コンプライアンス不祥事情報等の提供	…	4
(2) コンプライアンス宣言等		
①組織としての「コンプライアンス宣言」の掲示<再発防止>	…	5
②「コンプライアンス宣誓」<再発防止>	…	5
③コンプライアンス携帯カードの携行徹底<再発防止>	…	5
④パソコン画面へのコンプライアンスメッセージの表示	…	6
(3) 研修等における講義の実施		
①研修・講習の量的・質的な充実<再発防止>	…	6
②コンプライアンスミーティングの実施	…	1 1
③e-ラーニングの実施（復習機能の活用）<再発防止>	…	1 1
B. 検証（評価）	…	1 1
3. 「事業者等」との接触に関するルールの強化	…	1 2
A. 取組の実施状況	…	1 2
(1) 事業者等との飲食に関するルールの徹底		
①事業者との飲食の届出<再発防止>	…	1 2
(2) 事業者等との応接ルールの徹底		
①オープンスペースにおける応接の徹底及び実効性の確保<再発防止>	…	1 2
(3) 事業者等へのルールの遵守の要請		
①事業者等へのコンプライアンス体制確立の要請等<再発防止>	…	1 2
②有資格者業者への競争参加資格認定通知時の周知<再発防止>	…	1 3
③リーフレットの掲示の徹底<再発防止>	…	1 3
④退職準備セミナーにおける指導<再発防止>	…	1 4
B. 検証（評価）	…	1 4
4. 風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり	…	1 4
A. 取組の実施状況	…	1 4
(1) 事業者等との組織的対応の継続《事前対応》		
①事業者等との対応方法等で迷った時の相談体制の継続<再発防止>	…	1 4
②具体的な対応例等の組織的な共有<再発防止>	…	1 5

(2) 内部報告の匿名性確保等	
①匿名性を確保した報告方法の周知<再発防止>	… 1 5
(3) 事業者等との組織的対応の継続《事後対応》	
①端緒段階で不正を摘み取る組織的対応の継続<再発防止>	… 1 5
B. 検証（評価）	… 1 6
5. 入札契約関係の情報管理の徹底	… 1 6
A. 取組の実施状況	… 1 6
(1) 入契委員会の運営や入札契約方式の見直し	
①入契委員会の構成員の限定化を継続<再発防止>	… 1 6
②技術評価点の審査時期の後倒し<再発防止>	… 1 6
③同時提出方式の適用工種等の拡大の試行継続<再発防止>	… 1 7
(2) 情報管理の徹底	
①予定価格等の積算にかかる厳格な情報管理<再発防止>	… 1 7
②技術審査データの厳格な管理<再発防止>	… 1 7
③技術提案書の厳格な情報管理<再発防止>	… 1 7
④発注担当職員の情報管理の徹底<再発防止>	… 1 8
(3) 積算と技術審査・評価の分離	
①本局発注工事における分離体制の確保<再発防止>	… 1 8
B. 検証（評価）	… 1 8
6. 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証	… 1 9
A. 取組の実施状況	… 1 9
(1) 再発防止策のフォローアップ <再発防止>	… 1 9
(2) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等	… 1 9
(3) 意識調査の実施	… 1 9
(4) 監査機能の充実<再発防止>	… 2 0
B. 検証（評価）	… 2 0
7. その他	… 2 0
A. 取組の実施状況	… 2 0
(1) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化	… 2 0
B. 検証（評価）	… 2 1
8. コンプライアンス推進体制	… 2 1
A. 取組の実施状況	… 2 1
B. 検証（評価）	… 2 3
9. アドバイザリー委員会の評価・意見	… 2 3
まとめ	… 2 3

はじめに

平成 24 年 10 月 17 日、高知県内における国土交通省発注の土木工事に関し職員が談合行為に関与していたとして、国土交通省は公正取引委員会から 3 回目の改善措置要求を受け、国土交通省全体としての改善措置を要請されるに至った。

国土交通省はこの事態を深刻に受け止め、その実態解明と再発防止対策の検討を行うため、省内に「高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」を設置し、平成 25 年 3 月 14 日付けの調査報告書で「再発防止対策」を取りまとめた。

中部地方整備局ではこの再発防止対策を踏まえ、毎年度「中部地方整備局コンプライアンス推進計画」を策定し、その実施に努めてきた。

しかしながら、平成 28 年度の平成 28 年 9 月 30 日、中部地方整備局三重河川国道事務所の課長が、職務に反して入札に関する秘密情報を事業者に教示し入札等の公正を害する行為を行った見返りに、代金合計 30 数万円相当の飲食接待の供与を受けたことにより、収賄等の容疑で逮捕された。また、平成 28 年 12 月 3 日には、北勢国道事務所の副所長が、本局道路部在籍中の平成 23 年から平成 24 年にかけて、職務に反して入札に関する秘密情報を事業者に教示し入札等の公正を害すべき行為を行った見返りに、商品券 100 万円相当の供与を受けたことにより、収賄等の容疑で逮捕された。

このように相次いで職員が逮捕されるという、極めて深刻な事態の発生に強い危機感を持ち、「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会」を設置した。委員会においては、従来のコンプライアンスに関する取組が十分であったか、不正行為を看過する組織の風土がなかったか、職員の倫理意識や情報管理のあり方はどうであったかを含め、徹底して不正事案の発生の要因を考察し、二度と不正事案を起こさないための抜本的な再発防止策の検討を進め、平成 29 年 3 月 14 日「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書」で不正事案再発防止策を取りまとめた。中部地方整備局ではこの再発防止対策と、平成 30 年 3 月 23 日に開催した外部有識者からなるコンプライアンス・アドバイザー委員会からの提言等を踏まえて、平成 30 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画を策定し、その実施に努めてきた。

なお、コンプライアンス推進計画の実施状況は、毎年度取りまとめて公表することとしており、本報告書は、平成 30 年度に中部地方整備局において推進計画に基づき実施した取組を取りまとめ、その取組における評価を付したものである。

*本報告書中、

二重線囲みの部分  は、平成 30 年度コンプライアンス推進計画
点線囲みの部分  は、取組の実施状況に対する自己評価

1. 平成 30 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画の策定

中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会は、「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書」において、二つの不正事案は、基本的には個人の責に帰すべきものではあるが、中部地方整備局の組織内に潜在していた問題が露呈したのではないかといった視点から、強い危機感を持って、これまでのコンプライアンスに関する取組の点検等を行い、事実経過や職員からの意見等を考察し、その発生要因を徹底的に分析した上で、二度とこのような不正事案を起こさせないため、

- ①職員のコンプライアンス意識の一層の醸成
- ②「事業者等」との接触に関するルールの強化
- ③風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり
- ④入札契約関係の情報管理の徹底

という四つの柱から構成される再発防止策を取りまとめた。

これらの再発防止策を踏まえ、平成 30 年度の中部地方整備局コンプライアンス推進計画を、平成 30 年 3 月 23 日に開催された中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会に提示し、同委員から意見等を伺い、平成 30 年 3 月 27 日に開催した中部地方整備局コンプライアンス推進本部会議において決定した。

本推進計画は、中部地方整備局ホームページで公表するとともに、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）を通じて全職員に周知を行った。

2. 職員のコンプライアンス意識の一層の醸成

A. 取組の実施状況

(1) 事案の事実経過等の周知による職員の危機意識の醸成

①事案の事実経過等の職員周知<再発防止>

職員一人ひとりが、平成 28 年度に発生した中部の不正事案を身近な教訓として認識し、危機意識を持って行動していくために、引き続き事案毎の事実経過等の周知を図る。

さらに、事案を風化させることなく教訓として継承していくため、端緒を含む要因や事実を具体化した教材を作成し、研修等で活用する。

事案の事実経過等の職員周知については、事案毎の事実経過等が記載された「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書」を職員向けイントラネットに掲示するとともに、適正業務管理官等が全事務所を巡回して実施したコンプライアンス出前講習会で、事案毎の事実経過等を講習の内容に含めて実施した。

職員研修においても、計画された全ての研修（含む管理職講習）においてコンプライアンスの講義を実施しており、事案毎の事実経過等を講習の内容に含めて実施した。

②コンプライアンス不祥事情報等の提供

コンプライアンス意識の啓発を促すため、不祥事事例などの情報を適宜事務所等に提供する。

コンプライアンス不祥事情報等の提供については、コンプライアンス意識の啓発を促すために、参考となる事例を取りまとめて「コンプライアンス情報」として本局各部・各事務所に向けて発信した。

平成30年度 コンプライアンス不祥事情報等の提供

No.	提供日	提供内容
1	H30. 6. 22	東日本大震災復旧工事における入札等談合情報等に関する報告書 (H30. 6. 22 東北農政局)
2	H30. 10. 12	道路使用許可証の不正作出 (H30. 3. 28 名古屋市上下水道局)
3	H30. 10. 12	入札に係る不正行為に関する調査及び再発防止のための委員会調査報告書 (H29. 8. 23 中日本高速株式会社)
4	H30. 11. 13	リニア中央新幹線の建設工事を巡る談合事件関連
5	H30. 11. 13	市指定文化財修復工事の入札を巡る贈収賄事件関連 (亀山市)
6	H30. 12. 20	国家公務員倫理規程違反事例 (四国地方整備局)
7	H31. 1. 15	入札情報漏洩事例 (日本政策金融公庫)
8	H31. 3. 5	市の発注工事を巡る汚職事件関連 (愛知県あま市)

(2) コンプライアンス宣言等

①組織としての「コンプライアンス宣言」の掲示<再発防止>

中部地方整備局において、二度とこのような不祥事を起こさないという強い信念を恒常的に持ち、その信念が事業者等来庁者にも理解されるよう、組織としての「コンプライアンス宣言」を策定し、玄関や受付など職員及び来庁者の目に付く箇所へ掲示する。

組織としての「コンプライアンス宣言」を策定し、全職場において、玄関や受付など職員及び来庁者の目に付く箇所への掲示を継続した。

②「コンプライアンス宣誓」<再発防止>

管理職員が、改めてコンプライアンスの取組を率先垂範し組織風土を変えていく必要があるため、管理職員が就任時及びその後の異動の都度、「コンプライアンス宣誓書」を直筆で作成し、常にコンプライアンス意識を高く持って職務にあたることとする。

管理職員（俸給の特別調整額を給する管理監督職員）は就任時に、「コンプライアンス宣誓書」を直筆で作成し宣誓を行った。宣誓文本紙は自らが保持し、コンプライアンス意識を常に高く持ち職務にあたるよう活用を図った。

③コンプライアンス携帯カードの携行徹底<再発防止>

職員ひとり一人が、国土交通省職員としての自覚と二度と不祥事を起こさないという信念を常に持って業務を遂行していくために、「コンプライアンス宣言」を付加したコンプライアンス携帯カードの携行を徹底する。

職員が携帯する「コンプライアンス携帯カード」を策定し、従来のコンプライアンス

携帯カードに「コンプライアンス宣言」を付加し、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）を通じてその携行の徹底を継続した。2月に実施したコンプライアンスミーティングの際に再周知を行った。

④パソコン画面へのコンプライアンスメッセージの表示

コンプライアンス意識の高揚と徹底を図るため、職員のクライアントパソコンにコンプライアンスメッセージを表示する。

パソコン起動時にコンプライアンスメッセージを自動表示させることにより、必ず職員が目に触れる機会を設け、コンプライアンスに対する意識付けを行うことを目的として、5月14日、7月30日、2月18日にメッセージ表示を行った。

(3) 研修等における講義の実施

①研修・講習の量的・質的な充実<再発防止>

コンプライアンスの研修や講習などの取組は、職員の気づきや振り返りの機会となるので、全職員のコンプライアンス意識の浸透を図るため、全職員が年1回以上コンプライアンス講習を受けるように、全ての事務所を対象に講習会を実施する。

また、中部地方整備局で実施する計画研修において、コンプライアンスに関するカリキュラムを設け、不正事案毎の事実経過及び不祥事発生時のリスク等、関係法令に関する知識の付与等についての講義（自習も含む）を実施する。

併せて、職務の階層や内容等に応じて留意すべき課題等を具体化した内容で研修・講習を実施する。

さらに、コンプライアンス講習会を拡充していくため、コンプライアンス・インストラクターの養成を図り、会議等での講習の充実を図る。

適正業務管理官が回数を増やして全事務所（本局及び36事務（管理）所）を巡回して実施したコンプライアンス出前講習会では、平成28年度に発生した事案の事実経過を踏まえて、発注者綱紀保持規程や国家公務員倫理規程で定められているルールの意味等が理解できる内容とするとともに、事案毎の事実経過等についての具体的な内容の説明を行うことで、職員ひとり一人が身近な教訓として、自らのこととして認識する機会とした。

また、中部地方整備局で計画された職員研修等の41コースにおいても、コンプライアンスに関する講義（発注者綱紀保持・公務員倫理・事案毎の事実経過等）を実施した。平成28年度に発生した事案の事実経過を踏まえて、発注者綱紀保持規程や国家公務員倫理規程で定められているルールの意味等が理解できる内容とするとともに、事案毎の事実経過等を取り入れたグループ討議方式を用いて、職員ひとり一人が身近な教訓として自らのこととして認識する機会とした。

※参考：各講習会等の実績一覧

- ・平成30年度 適正業務管理官等によるコンプライアンス出前講習会実績
（講習内容：発注者綱紀保持・公務員倫理・事案毎の事実経過等）

適正業務管理官等によるコンプライアンス出前講習会を本局及び36事務所（84回

実施。2, 510名が参加。)で実施した。併せて、それでも講習会に参加できなかった職員のために、講習会の内容を録画した動画を活用することで、職員研修等による受講と併せて年1回以上の機会を確保した。

開催事務所等名	実施日	実施回数	参加者人数
本局	6月15日、6月26日、7月3日、 7月4日、7月5日、7月6日、 7月9日、7月11日、8月31日、 9月7日、10月26日、11月1 日、1月8日、1月18日、	20回	583名
多治見砂防国道事務所	7月30日、9月19日	2回	71名
木曾川上流河川事務所	6月29日、9月13日	2回	121名
岐阜国道事務所	6月21日、11月7日	2回	138名
越美山系砂防事務所	10月11日、12月17日	2回	19名
新丸山ダム工事事務所	8月3日、9月19日	2回	34名
丸山ダム管理所	8月3日	1回	6名
高山国道事務所	9月12日、11月14日	2回	66名
沼津河川国道事務所	8月1日、9月28日、12月2日	3回	92名
富士砂防事務所	8月2日、9月27日	2回	34名
浜松河川国道事務所	6月11日、10月15日	2回	102名
静岡河川事務所	7月12日、10月18日	2回	65名
長島ダム管理所	7月11日	1回	8名
静岡国道事務所	7月12日、10月18日	2回	55名
静岡営繕事務所	6月11日	1回	8名
清水港湾事務所	7月25日	1回	26名
庄内川河川事務所	7月18日、10月24日	2回	75名
豊橋河川事務所	6月20日、10月31日	2回	46名
設楽ダム工事事務所	6月20日、10月31日	2回	39名
名古屋国道事務所	6月28日、10月25日	2回	136名
愛知国道事務所	7月4日、10月17日	2回	62名
名四国道事務所	6月28日、10月25日	2回	50名
矢作ダム管理所	10月29日	1回	5名
名古屋港湾事務所	9月14日	1回	39名
三河港湾事務所	7月23日	1回	22名

中部技術事務所	7月18日、11月18日	2回	54名
名古屋港湾空港技術調査事務所	7月27日	1回	14名
三重河川国道事務所	7月27日、10月22日、 11月5日	3回	143名
木曾川下流河川事務所	6月25日、10月9日	2回	94名
北勢国道事務所	6月27日、11月27日	2回	61名
紀勢国道事務所	7月2日、11月22日	2回	60名
蓮ダム管理所	7月2日	1回	8名
四日市港湾事務所	7月31日	1回	25名
天竜川上流河川事務所	7月26日、10月5日	2回	63名
三峰川総合開発工事事務所	7月26日、10月5日	2回	14名
飯田国道事務所	7月25日、10月5日	2回	52名
天竜川ダム統合管理事務所	7月25日、10月5日	2回	20名
合 計		84回	2510名

・平成30年度 職員研修実績表（研修の中でコンプライアンス講義を実施）

（講義内容：発注者綱紀保持・公務員倫理・事案毎の事実経過等）

中部地方整備局で計画された職員研修等（41コース、798名）において、コンプライアンスに関する講義（発注者綱紀保持・公務員倫理・事案毎の事実経過等）を実施した。

NO.	研修名	研修対象者	受講者数
1	初任職員	新規採用職員	45名
2	初任技術I	新規採用の技術系職員	32名
3	管理基礎（河川）	河川管理を担当する事務系職員	13名
4	管理基礎（道路）	道路管理を担当する事務系職員	8名
5	災害査定	災害査定検査官	19名
6	テックフォース（座学）	緊急災害対策派遣隊員	74名
7	電気通信基礎	電気通信系の担当職員、係長経験1年程度の職員 （営繕関係を除く）	8名
8	管理職講習会	新任管理職	21名
9	新任係長（事務）I期	事務系新任係長	17名
10	新任係長（技術）I期	技術系新任係長	16名
11	用地事務（初級）	係長層、一般職員	53名
13	生産性向上（i-con）I期	出張所長、建設監督官、係長層	25名

14	新任係長（事務）Ⅱ期	事務系新任係長	16名
15	新任係長（技術）Ⅱ期	技術系新任係長	16名
16	土地収用	係長層以上の用地職員及び計画担当職員	13名
17	橋梁点検エキスパート	出張所係長、事務所係長層	5名
18	建設技術Ⅰ	採用後2年目の技術系職員	45名
19	建設技術Ⅱ	採用後3年目の技術系職員	43名
21	入札契約制度	契約事務に携わる職員	13名
22	河川技術	主任、係長層	11名
23	用地事務（上級）Ⅲ	係長層、一般職員	17名
24	中堅係長	事務所係長層概ね2～3年目の職員	32名
25	マネジメントスキル	所属の補佐的役割を担う職員	9名
26	トンネル点検エキスパート	出張所係長、事務所係長層	4名
27	生産性向上（i-con）Ⅱ期	出張所長、建設監督官、係長層	22名
28	港湾施設設計実務（初任者）	技術職員の係長及び係員	10名
29	マネジメント（上級）	専門官、専門職層	20名
30	初任事務	新規採用の事務系職員	13名
31	建設技術Ⅲ（河川）	採用後5年目の技術系職員	14名
32	建設技術Ⅲ（道路）	採用後5年目の技術系職員	19名
33	入札契約・公物管理基礎	採用後2年目の事務系職員	23名
34	のり面・土工構造物点検エキスパート	出張所係長、事務所係長層	5名
35	初任技術Ⅱ	新規採用の技術系職員	32名
36	大規模土砂災害対応	主任、係長、専門官層	13名
37	河川維持管理	主任、係長、専門官層	13名
38	ダム維持管理	主任、係長、専門官層	7名
39	電気通信	電気通信関係の技術系職員で入省後3年以上の経験を有する者	9名
40	男女共同活躍推進	一般職員、係長、管理職層	21名
41	中堅事務	採用後概ね3～4年目の事務系職員	22名

・平成30年度 外部講師による講習会の実施

外部講師として、公正取引委員会中部事務局から講師を招き、「官製談合の防止について」の講習会を平成31年2月6日に実施し、どのような行為が入札談合等関与行為に

あたるのか、過去に発生した官製談合の概要、入札談合に関与した場合にどのようなペナルティが科せられるのか等について、専門的な立場から講義を行っていただき、46名が受講した。併せて、講習の映像を管内の全事務所へ一斉配信し、会場へ足を運ばなくても事務所の多くの職員（168名）が視聴できる取組を実施した。

また、国家公務員倫理審査会事務局から講師を招き、本局及び事務所の管理職等を対象に「国家公務員の職務に係る倫理の保持について」と題して公務員倫理保持に関する講習会を平成30年11月19日に実施し、61名が参加した。

・平成30年度 ブロック会議等での講習の実施

コンプライアンスインストラクターを講師として、ブロック別で開催される課長等会議や担当者会議において、コンプライアンスの重要性についての講義を実施した。

併せて、事業者等との組織的な対応の確保のために相談役として指定された本局幹部（地方事業評価管理官）が講師となって、技術系の職員向けにコンプライアンスに関する説明を行った。なお、平成30年11月に国土交通大学校で開催されたコンプライアンス指導者養成研修に6名の職員が受講、修了し、現在中部地方整備局内のインストラクターは、21名となった。

	開催日時	会議名	参加者
1	6月12日	愛知ブロック副所長（事）・用地担当課長等会議	24名
2	6月14日	三重ブロック副所長（事）・用地担当課長等会議	22名
3	6月18日	岐阜ブロック副所長（事）・用地担当課長等会議	19名
4	6月20日	岐阜ブロック広報戦略室会議	16名
5	7月2日	愛知ブロック出張所長・建設監督官連絡会	31名
6	7月4日	静岡ブロック用地担当者会議	13名
7	7月20日	三重ブロック出張所長・建設監督官連絡会	31名
8	7月30日	岐阜ブロック出張所長・建設監督官連絡会	33名
9	8月7日	長野ブロック出張所長・建設監督官連絡会	19名
10	8月9日	静岡ブロック出張所長・建設監督官連絡会	27名
11	11月29日	長野ブロック副所長（技術）副所長会議	7名
12	11月30日	愛知ブロック用地担当者会議	25名
13	12月3日	愛知ブロック副所長（技術）副所長会議	10名
14	12月7日	静岡ブロック副所長（技術）副所長会議	8名
15	12月10日	岐阜ブロック副所長（技術）副所長会議	9名
16	12月10日	三重ブロック副所長（技術）副所長会議	8名
	計		302名

②コンプライアンスミーティングの実施

コンプライアンスミーティングは、職員相互間で意見を出し合うことにより、コンプライアンス意識の醸成やコミュニケーションの強化を図る上で優れた手法であり、テーマの設定及び実施方法についてより理解が深まるよう工夫して実施する。

コンプライアンスミーティングについて、今年度は各事務所等において各3回実施した。第1回目（6月～7月）は、身近に起こりうるコンプライアンスリスクをテーマとして意見交換を行った。第2回目（10月～11月）は、第1回ミーティングで出されたリスクのうち、報告数が多かった「秘密の保持」など3つのテーマから、任意に選択してミーティングを実施する等の工夫を行った。第3回目（2月～3月）は、各職員自身のコンプライアンス意識等について意見交換を行った。

③e-ラーニングの実施（復習機能の活用）＜再発防止＞

公務員倫理や発注者綱紀保持に関する職員の知識と認識を向上させるため、職員が自席においていつでも必要な知識を習得することができるe-ラーニングを実施する。なお、復習機能を活用することで、更なる知識と認識の向上を図る。

e-ラーニングの実施について、第1回目（8月～9月）は、発注者綱紀保持規程に関する基礎的な問題（10問）を学習した。学習にあたっては復習機能を活用して知識と認識の向上を図った。第2回目（12月）は、国家公務員倫理規程に関する基礎的な問題（10問）を学習した。学習にあたっては復習機能を活用して知識と認識の向上を図った。

B. 検証（評価）

【自己評価】

「コンプライアンス宣言」を玄関や受付など職員及び来庁者の目に付く箇所へ掲示し、二度とこのような不祥事を起こさないという強い信念を内外に表明した。

また、「コンプライアンス宣誓書」を全ての管理職員が直筆で作成・所持することによって、あらためて、コンプライアンスの取組を率先垂範すべき管理職員が常に意識を高く持って職務にあたることとした。

職員研修において実施したコンプライアンス講義や、適正業務管理官等によるコンプライアンス出前講習会等の実施により、全職員が年1回以上コンプライアンス講習を受ける機会を確保し、全職員のコンプライアンス意識の浸透を図った。不正事案の事実経過等については講習等の内容に含めて説明し、今回の事案を職員自らのこととして受け止め、危機意識を持って行動することが重要であることを徹底することが出来た。なお、講習会の参加者からは好評を得ており引き続き実施していく。

e-ラーニングについては、職員が自席でいつでも必要な知識の習得ができることから積極的に活用した。

コンプライアンスミーティングについては、効果的であったとの意見が多くあり、職員の意識の醸成に一定の効果が認められた。マンネリ化を防止して、より効果的になるよう更にテーマ等の改善が必要。

職員への意識調査（アンケート）の結果においては、職員のうち大多数が、昨年

度と同様に今年度のコンプライアンス推進計画の取組みはコンプライアンス意識の向上に効果があったとの回答だった。（ある程度効果があったとの回答を含む。）その他意見として、切れ目の無い取組みが職員の負担感につながるとして、業務改善を進めるための障害となっているとの意見があった。研修受講者からは、適正業務管理官等による講習会を受講するので、専門課程研修では専門課程分野の講義を十分確保してほしいとの意見があった。

3. 「事業者等」との接触に関するルールの強化

A. 取組の実施状況

(1) 事業者等との飲食に関するルールの徹底

①事業者との飲食の届出<再発防止>

事業者等との勤務時間外の飲食ルールを十分に徹底していくために、管理職員等が事業者等と飲食した場合には、飲食の金額に関係なく、事後に、相手方事業者等の氏名、日付、場所、金額等を書面により届け出ることを引き続き徹底する。

毎月開催しているコンプライアンス推進本部会議において、事業者との飲食の届出状況を報告した。届出状況としては、前年度比較で大きな変動は見られなかった。

(2) 事業者等との応接ルールの徹底

①オープンスペースにおける応接の徹底及び実効性の確保<再発防止>

事業者等との応接にあたっては、公正かつ適正に行うとともに、国民の疑惑や不信を招かないようにすべきであり、原則として受付カウンター等のオープンな場所で複数の職員により対応することを引き続き徹底する。

また、少人数官署においても、受付名簿を備え、企業名、氏名、理由等の記入を求めた上で応接することを引き続き徹底する。

事業者等との応接にあたっては、eラーニングを活用した学習や講習会等で繰り返し説明するなど応接ルールの周知を徹底した。また、少人数官署においては、受付名簿を備え、企業名、氏名、理由等の記入を求めた上で応接することを徹底し、各事務所の発注者綱紀保持担当者（事務所長等）が受付簿を確認するとともに、その状況をコンプライアンス推進本部会議で情報共有した。なお、副所長室の可視化への取組を継続し平成30年度中に全ての事務所で完了した。

(3) 事業者等へのルールの遵守の要請

①事業者等へのコンプライアンス体制確立の要請等<再発防止>

事業者等に対し、「中部地方整備局コンプライアンス推進計画」の周知を継続するとともに、従業員がルールに反する働きかけ等を行わないよう指導するなど、各社のコンプライアンス体制の確立や取組の一層の推進を要請する。併せて、事業者等のコンプライアンス意識の向上を図るため、国家公務員倫理規程等で定められている具体的なルール等について、事業者等を対象とした講習会を実施する。

中部地方整備局の取組をホームページで公表し、事業者に対して理解を求める取組を継続して実施している。また、事業者団体等との意見交換会など様々な機会を通じ、再

発防止対策の趣旨や内容等及び推進計画に基づく中部地方整備局の取組について、本局及び各事務所の幹部職員が説明・周知するとともに、事業者のコンプライアンス体制確立の要請を行った。

また、事業者団体（7月31日 愛知県建設業協会、12月11日 静岡県建設業協会）主催の事業者等を対象にした講習会において、適正業務管理官が講師となって、「事業者の立場から見た公務員との接触ルール」をテーマに講義を行った。また、事業者団体（10月6日 現場技術土木施工管理技士会）主催の工事監督支援業務の技術員を対象にした講習会において、技術調整管理官が講師となって、コンプライアンスに関する事例を題材に講義を行った。

その他の取組として、庁舎受付や執務室入口等に入室ルールを掲示し、来庁者に対して協力依頼を行う取組を継続して実施した。

併せて、不正事案の発生を受け、二度とこのような不祥事を起こさないという強い信念を恒常的に持ち、その信念が事業者等来庁者へも理解されるよう、組織としての「コンプライアンス宣言」を策定し、玄関や受付など職員や来庁者の目の付く箇所へ掲示する取り組みを実施した。

※平成30年度 事業者団体への説明状況

【実施状況】 103回

1. 対象団体

- ①工 事 関 係：各県建設業協会、（一社）日本埋立浚渫協会 等
- ②コンサルタント関係：（一社）建設コンサルタント協会 等

2. 実施状況

定期総会、意見交換会等で説明及び要請。

②有資格者業者への競争参加資格認定通知時の周知<再発防止>

競争参加資格の認定通知時等の機会に、発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットを同封し、事業者等に周知する。

平成29、30年度の競争参加資格の随時認定通知時に発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットを同封し、事業者等に周知するとともに、平成31、32年度の競争参加資格の認定通知時に発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットを同封し、事業者等に周知した。12月実施の国家公務員倫理週間の取組みの際にも、年末年始等の綱紀の保持の協力要請に併せて、発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットを同封し、事業者等に周知した。

③リーフレットの掲示の徹底<再発防止>

各所属のカウンター等、全ての応接対応箇所に、発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットの掲示を引き続き徹底する。

各所属のカウンター等、全ての応接対応箇所に、発注者綱紀保持規程に定める応接ルール等の取組を記載したリーフレットを掲示することについて、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）を通じ継続して徹底を図った。

④退職準備セミナーにおける指導<再発防止>

退職者が再就職によって「利害関係者」となることもあることから、退職準備セミナーにおいて、退職後もコンプライアンス意識を堅持するよう指導する。

平成30年6月22日及び平成31年3月14日（予定）に実施した退職準備セミナーにおいて、退職後もコンプライアンス意識を堅持するよう指導を行った。国家公務員倫理規程について事業者向けに作成された資料も活用した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

事業者等との不適切な接触が、今回不正事案の発生要因の一つとして挙げられることから、事業者等との接触に関するルールを強化し徹底する取組みを進めてきた。管理職員等が事業者等と飲食した場合には、相手方事業者等の氏名等を書面により届け出ることを徹底した。併せて、国民の疑惑や不信を招かないよう、組織のみならず職員個人を守るためにも、事業者等との応接はオープンな場所で複数の職員により対応することが重要であることから、事業者等との応接ルール等について職員への周知・徹底を図った。事業者社員からの不当な働きかけが事案発生の端緒となっていることから、事業者等へのコンプライアンス体制確立の要請に加え、事業者向けの講習を実施した。講習参加者へのアンケート結果として、「ルールを理解したうえで接しようと思うようになった。」との意見が多く寄せられた。

職員への意識調査（アンケート）の結果においては、各取組みのそれぞれが効果的であったとの回答であった。その他の主な意見としては、事業者等へのルール遵守の要請等に、より一層取り組むべきとの意見が多数あった。

4. 風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり

A. 取組の実施状況

（1）事業者等との組織的対応の継続《事前対応》

①事業者等との対応方法等で迷った時の相談体制の継続<再発防止>

部長、事務所長を補佐する立場にあり、日頃から職員と接する機会の多い本局及び事務所の幹部職員（各部次長クラス、事務所の副所長）が、職員の相談相手となり組織的対応が図られる体制を継続する。

相談相手となる幹部職員と所属職員は、日頃から相互にコミュニケーションの充実を図るように心がけ、各部長、事務所長等の指導の下、職員が抱えている課題を早期に組織として把握し、適切に対応する。

日頃から職員と接する機会の多い本局及び事務所の幹部職員（各部次長クラス、事務所の副所長）を職員の相談相手として指定し、組織的対応が図られる体制を確保した。「平成30年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画について（通知）」（平成30年3月27日事務連絡）により、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）を通じて周知徹底を図った。併せて、職員の相談役として指定されている幹部職員を「コンプライアンス相談窓口」として部屋の入口に明示し取組を強化した。

②具体的な対応例等の組織的な共有<再発防止>

現場で発生する具体的事例の対応方法について、実務経験者の体験談や学識経験者からのアドバイス等を参考にしつつ、意見交換を行う「事業連絡会議」を実施し、事業執行マネジメントを担い、職員からの相談の相手となる副所長を組織的に支援する体制を継続する。

現場で発生する具体的事例の対応方法について、実務経験者の体験談や学識経験者からのアドバイス等を参考にしつつ、意見交換を行う「事業連絡会議」を2回開催し、事業執行マネジメントを担い、職員からの相談の相手となる副所長を組織的に支援する体制を構築した。(実施状況：第1回事業連絡会議 平成30年4月23日、第2回事業連絡会議 平成31年1月17日)

(2) 内部報告の匿名性確保等

①匿名性を確保した通報の周知<再発防止>

不正行為を見知った職員がためらうことなく報告できるよう、内部報告の重要性和、匿名性を確保したシステムの周知を図る。

職員が匿名での通報ができる新たなシステムを、職員向けイントラネットに掲示して、平成29年4月から運用を開始している。適正業務管理官等が全事務所を巡回して実施しているコンプライアンス講習会及び、職員研修で実施しているコンプライアンス講義の内容に含めて周知した。

(3) 事業者等との組織的対応の継続《事後対応》

①端緒段階で不正を摘み取る組織的対応の継続<再発防止>

国家公務員倫理規程を守らせる組織的対応を確実に実施できるように、コンプライアンス推進室長(事務所の副所長)を中心とした体制を継続し、端緒段階での対処方法を予め職員に指導するとともに、事業者等に対して、適正に対応できるようにする。

年度当初に開催された「副所長(事務)会議(=事務所コンプライアンス推進室長)」において、平成30年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画の説明を行って体制の確立等を指示した。

適正業務管理官等が全事務所を巡回して実施しているコンプライアンス講習会では、その内容に、「中部地方整備局発注者綱紀保持規程」に定めている事業者等との応接方法(事業者等から不当な働きかけを受けた場合)も含めて実施した。

職員研修では、計画された全ての研修(含む管理職講習)においてコンプライアンスの講義を実施している。その内容に、「中部地方整備局発注者綱紀保持規程」に定めている事業者等との応接方法(不当な働きかけを受けた場合)も含めて実施した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくりに向けて各取組みを実施した。事業を進めるうえで日常的に現場において発生する課題を、職員が一人で抱え込んでしまうことがないように、日頃から職員と接する機会が多い本局及び事務所の幹部職員（各部次長クラス、事務所の副所長）が、職員の相談相手となることで組織的な対応が図られるよう相談体制を確保し相談相手となる幹部職員の部屋の入口に相談窓口の表示を行うことで周知徹底を図った。また、不正行為の端緒段階で組織的な対応ができるよう、職員が通報を臆することなく匿名での通報ができるシステムを、職員向けイントラネットに掲示して、平成29年4月から運用を開始し、講習会等においても周知を図った。

職員への意識調査（アンケート）の結果においては、効果的な取組みとして「事業者等の対応方法で迷ったときの相談体制の確保（相談窓口の明示）」と「匿名性を確保した内部通報システムをイントラ内に構築」の回答が多かった。一方、内部通報には抵抗感があるとの意見や、その後の調査段階においても匿名性に不安があるとの意見もあったことから、通報された情報の取扱いについてなど、より一層の周知を図る必要がある。

5. 入札契約関係の情報管理の徹底

A. 取組の実施状況

（1）入契委員会の運営や入札契約方式の見直し

①入契委員会の構成員の限定化を継続＜再発防止＞

業務上技術評価点を知る必要のない工事発注担当課長は、公告文審査段階の入契委員会のみ出席することとし、構成員を限定化する。

また、入契委員会資料のマスクングを徹底する。

全事務所の入札・契約手続運営委員会の運営要領を改正し、平成29年2月1日以降、工事発注担当課長の出席については、公告文審査段階の入契委員会のみ限定化した。

入札・契約手続運営委員会資料のマスクングについては、同時提出方式以外の工事について、本店所在地等を初めとした参加企業固有情報のマスクングの周知徹底を図った。

②技術評価点の審査時期の後倒し＜再発防止＞

入札前には技術評価点に関する情報を知り得ないよう、入札後の入契委員会で技術評価に関する審査を実施することを徹底する。

入札書と技術資料の同時提出方式の拡大を全工事に適用したことにより、技術資料等の評価審査の時期が入札（参加申請）後となった。

③同時提出方式の適用工種等の拡大の試行継続<再発防止>

高知談合を踏まえた本省通知により、同時提出方式は、事務所で発注する施工能力評価型の3億円未満の一般土木C等級の工事に適用することとなっているが、全工種への適用拡大の試行を継続する。また、本局で発注する全工種の工事においても同時提出方式の適用拡大の試行を継続する。

一般競争総合評価落札方式の施工能力評価型を採用する工事及び技術提案評価型S型を採用する工事について全工種を対象に同時提出方式を適用した。

(港湾空港関係については、本局発注する工事について、平成30年6月より同時提出方式を適用した。)

なお、迅速かつ着実な執行が求められている平成30年度第2次補正予算に係る工事発注のなかでも、特に速やかに着手すべきものについて、適切な入札契約手続日数を確保するため非同時提出方式を適用した。なお、非同時提出方式の適用にあたっては、特に入札前の技術評価点に関する情報管理を徹底するため、工事発注担当課長は技術評価に関する審査段階の入契委員会に出席しないこと、入契委員会資料のマスクングを徹底すること、及び技術評価に関する審査は入札後の入契委員会で実施することを徹底した。

(2) 情報管理の徹底

①予定価格等の積算にかかる厳格な情報管理<再発防止>

情報管理責任者であっても、入札締切日以前に予定価格等が把握できないよう改良した土木積算システムを運用して、情報管理を徹底する。

入札締切日以前に予定価格等が把握できないよう土木積算システムを改良し、入札締切日(予定価格等の閲覧が可能となる日)を設定する者(副所長等)と予定価格下調べ調書を作成する者(発注担当課長等)を別々に権限を与えることによって、入札締切日以前に予定価格等を把握できる者をなくす運用を平成29年4月1日より開始した。

②技術審査データの厳格な管理<再発防止>

本局における技術審査データ(技術資料、技術提案書)の管理を一元化するために技術審査支援システムを運用し、審査のプロセス毎にアクセス権限を付与することとし、併せてアクセスログ保存等を行うことでセキュリティ強化を図る。

平成30年度4月当初から技術審査支援システムの運用を開始した。

③技術提案書の厳格な情報管理<再発防止>

事務所等における技術提案書の厳格な情報管理のため、担当職員に技術提案書の情報管理の重要性を認識させるとともに、本局から事務所等への技術提案書の送達及び事務所等における管理、処分等の取扱いについて、厳格な情報管理を徹底する。

本局から事務所等への技術提案書の送達方法及び事務所等における管理、処分等の取扱いを定め、担当職員等に周知徹底し情報管理の厳格化を行った。

④発注担当職員の情報管理の徹底<再発防止>

発注担当職員に対して担当外の職員から情報を求める行為についても、いわゆる「不当な働きかけ」としての報告対象とし、発注者綱紀保持担当者への報告を徹底する。なお、職員が不当な働きかけを行った事業者等に対して、「応じられない」旨及び「記録・公表される」旨を伝えた際に、事業者等が発言を取り消した場合等についても、発注者綱紀保持担当者への報告を徹底する。

平成29年3月に中部地方整備局発注者綱紀保持規程を改訂し、中部地方整備局の発注担当職員に対して担当外の中部地方整備局職員から情報を求める行為についても、いわゆる「不当な働きかけ」に当たることとし、発注者綱紀保持担当者への報告対象とした。職員が不当な働きかけを行った事業者等に対して、「応じられない」旨及び「記録・公表される」旨を伝えた際に、事業者等が発言を取り消した場合等についても、発注者綱紀保持担当者への報告を徹底するために、適正業務管理官が全事務所（本局及び36事務（管理）所）を巡回して実施したコンプライアンス出前講習会で説明した。また、中部地方整備局で計画された職員研修等の41コースにおいても、コンプライアンスに関する講義で説明した。

(3) 積算と技術審査・評価の分離

①本局発注工事における分離体制の確保<再発防止>

本局発注工事において、技術提案書の評価を専門の技術審査担当部署で行い、引き続き、積算と技術審査・評価の分離体制を確保する。

本局発注工事において、平成29年4月より予定価格等の作成（積算）と公告文案の作成は工事発注担当課で行い、競争参加者の資格審査、技術審査等は企画部技術検査室で行うこととした。技術検査室は新たに設けた個室で審査を行っており、取り扱う書類も鍵付きのロッカーで管理するなど、完全に分離された環境で適切に業務を遂行することで情報管理の強化を図っている。

B. 検証（評価）

【自己評価】

入札契約等の業務上知りうる情報の漏えいが、今回不正事案の発生要因の一つとして挙げられることから、入札契約方式等における不正がおこりうる余地を無くすよう、入札契約関係の情報管理の徹底に向けた各取組みを進めた。なお、本局における技術審査データ（技術資料、技術提案書）については、契約課、技術審査担当部署において、それぞれで管理されていたことから、これらを一元管理するとともにアクセス状況を監視することでセキュリティ強化を図る技術審査支援システムを構築し、平成30年度4月当初から運用を開始した。なお、迅速かつ着実な執行が求められている平成30年度第2次補正予算に係る工事発注のなかでも、特に速やかに着手すべきものについて、適切な入札契約手続日数を確保するため非同時提出方式を適用した。なお、非同時提出方式の適用にあたっては、特に入札前の技術評価点に関する情報管理を徹底するため、入契委員会資料のマスキングを徹底すること、技術評価に関する審査は入札後の入契委員会で実施すること及び、工事発注担当課

長は技術評価に関する審査段階の入契委員会に出席しないことを徹底した。

職員への意識調査（アンケート）においては、各取組みのそれぞれが効果的であるとの結果であった。また、入札契約関係の情報管理の徹底は、引き続き取り組むべきとの意見もあった。

6. 推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証

A. 取組の実施状況

(1) 再発防止策のフォローアップ <再発防止>

再発防止策を踏まえたコンプライアンス推進計画に基づく取組の進捗状況や効果等を、事務所単位で開催する講習会の際の確認や以下に掲げる取組によって検証し、必要な見直しを行う等、適切にフォローアップを行う。

なお、「事業者との飲食の届出」及び「少人数官署における受付名簿による対応」については、各事務所の状況を定期的に推進本部会議へ報告する。

事務所単位で開催する講習会の際には、コンプライアンス推進責任者（事務所長等）等との意見交換において各事務所のコンプライアンス取組状況や取組に当たって事務所が抱える問題・課題等の把握を行った。「事業者との飲食の届出」及び「少人数官署における受付名簿による対応」については、各事務所の状況を毎月開催している推進本部会議へ報告した。

(2) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

コンプライアンス推進責任者から取組状況に関する報告の聴取を行うなど、モニタリングを継続して実施するとともに、報告された内容を各事務所のコンプライアンス推進責任者と情報共有する。また、前年度のコンプライアンスに関する取組みの結果について、ホームページで公表し、引き続き透明性の確保を図る。

平成30年10月13日開催の管内事務所長会議のなかでコンプライアンス推進責任者から取組状況に関する報告の聴取を行うとともに、報告された内容は各事務所のコンプライアンス推進責任者等と情報共有した。併せて、各事務所の報告内容は、コンプライアンス推進室長（事務所副所長等）を通じて周知を図った。

中部地方整備局におけるコンプライアンスの取組については、前年度推進計画の実施状況等をコンプライアンス報告書として取りまとめ、中部地方整備局ホームページで公表し、透明性の確保を図った。

(3) 意識調査の実施

コンプライアンス意識及び取組に関して職員へのアンケート調査を実施し、取組の効果についての検証を行う。

12月～1月に全職員を対象に、職員のコンプライアンス意識等についてのアンケート調査を実施し、取組の効果についての検証を行った。職員への意識調査（アンケート）の結果では、ほぼ全員の職員が今年度のコンプライアンス推進計画の取組みはコンプライアンス意識の向上に効果があったと回答された。あまり効果が無かったとの意見の中には、既に昨年度に効果があったことから、それ以上今年度の効果があったとは言えな

いとの意見もあった。

(4) 監査機能の充実<再発防止>

再発防止策を踏まえたコンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況を、引き続き一般監査実施計画の監査項目に加え、内部監査を実施する。監査結果については、内容を十分精査の上、コンプライアンス推進の取組等へ適宜反映を行う。

今年度の一般監査実施計画において、再発防止策を踏まえたコンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況を監査項目に加え実施した。監査結果のうち、他の官署において参考となる推奨事例を監査報告書に掲載して情報共有を図った。

なお、監査報告として、工事以外のコンサルタント業務等においても、情報管理の強化を要するとの提言がなされたことから、発注者綱紀保持マニュアルの関係部分について見直しを行った。

B. 検証（評価）

【自己評価】

コンプライアンス推進計画の実施状況及び実効性の定期的検証として各取組みを実施した。今年度の一般監査実施計画においては、再発防止策を踏まえたコンプライアンスの取組状況や入札・契約事務の適正な執行状況を監査項目に加え監査を実施し、監査結果を踏まえてフォローアップをおこなった。

全職員へのアンケート調査の結果、職員の意識として、ほぼ全員の職員が今年度のコンプライアンス推進計画の取組みは、コンプライアンス意識の向上に効果があったと回答し、不正事案の再発防止のためには繰り返し実施していくのはやむを得ないとの意見もあった。一方で、一部の職員からは取組には負担感があるので業務改善と相反するとの意見があった。

7. その他

A. 取組の実施状況

(1) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑制効果の一端を担う観点から、事務所ごとの年間を通じた応札状況の傾向等について、引き続きホームページで公表し、透明化・情報公開の強化を図る。

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所（管理所）ごとの一般土木工事（C等級）又は港湾土木工事（B等級）における各月・各年度の平均落札率や受注者別の年間受注額及び受注割合を、中部地方整備局ホームページで公表し、透明化・情報公開の強化を図る取組を継続して実施した。

B. 検証（評価）

【自己評価】

応札状況の情報公開は、年間を通じた応札状況の傾向を中部地方整備局のホームページで公表することにより、職員の平均落札率などの推移に対する意識を高めるとともに、外部から閲覧されることにより入札談合の抑止効果も期待できるため、今後も継続していく。

8. コンプライアンス推進体制

中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進・保持を効果的・効率的かつ自律的に推進するため、局長を本部長とする中部地方整備局コンプライアンス推進本部及び推進本部決定により、本局及び各事務所（管理所）に設置したコンプライアンス推進室によるコンプライアンス推進体制を継続する。

また、再発防止策に基づき、平成29年度より追加した以下の体制を継続する。

- （1）発注者綱紀保持担当者として、適正業務管理官と事務（管理）所長を配置。（事務（管理）所長は平成29年度より追加。）
- （2）本局及び事務所の幹部が相談相手となり、組織的対応が図られる体制を継続。
- （3）端緒段階で不正を摘み取るために、コンプライアンス推進室長（事務所の副所長）を中心とする体制を継続。
- （4）専門的な判断ができる外部有識者を招き、（2）の相談相手を組織的に支援する事業連絡会議を継続実施。適正業務管理官は、コンプライアンス推進の実務的な総括責任者として、本局各部・各事務所に対する指導・調整や関係機関との対外的な調整等を行う。

また、外部有識者で構成される中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会において、推進計画等の改善に向けた意見・提言を受けながら、コンプライアンスの推進及びそのための内部統制を堅持する。

A. 取組の実施状況

中部地方整備局では、平成24年に発覚した高知県内における入札談合事案を受け、中部地方整備局におけるコンプライアンスの推進及びそのための内部統制の強化を図るため、平成24年11月16日に中部地方整備局コンプライアンス推進本部規則を制定し、同年11月20日付けで、中部地方整備局長を本部長とする「中部地方整備局コンプライアンス推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置し、また、年度毎に作成・決定する推進計画に、外部からの意見等を反映させるため、平成24年11月16日に「中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会」を設置した。

さらに、推進本部の決定により、推進本部の活動を補佐し、推進計画を効果的・効率的に推進するために、平成24年11月20日付けで「中部地方整備局コンプライアンス推進室」（以下「推進室」という。）を設置した。推進本部は、以下のとおり推進本部会議を開催し、推進室からの報告等により推進計画の実施状況を把握し、中部地方整備局におけるコンプライアンス推進の強化を図ってきた。コンプライアンス推進本部会議の内容は、各事務所等コンプライアンス推進室長（事務所副所長等）を通じて周知徹底を図った。併せて、会議資料を職員向けイントラネットに掲示した。

※参考：コンプライアンス推進本部会議開催実績一覧

平成30年度 コンプライアンス推進本部会議

開催日	会議名	議事内容
H30. 4. 24	第61回 推進本部会議	活動状況報告(3月～4月)及び今後の取組計画について
H30. 5. 29	第62回 推進本部会議	活動状況報告(4月～5月)及び今後の取組計画について
H30. 6. 26	第63回 推進本部会議	活動状況報告(5月～6月)及び今後の取組計画について
H30. 8. 28	第64回 推進本部会議	活動状況報告(6月～8月)及び今後の取組計画について
H30. 9. 25	第65回 推進本部会議	活動状況報告(8月～9月)及び今後の取組計画について
H30.10.29	第66回 推進本部会議	活動状況報告(9月～10月)及び今後の取組計画について
H30.11.27	第67回 推進本部会議	活動状況報告(10月～11月)及び今後の取組計画について
H30.12.25	第68回 推進本部会議	活動状況報告(11月～12月)及び今後の取組計画について
H31. 1. 29	第69回 推進本部会議	活動状況報告(12月～1月)及び今後の取組計画について
H31. 2. 26	第70回 推進本部会議	活動状況報告(1月～2月)及び今後の取組計画について
H31. 3. 26	第71回 推進本部会議	平成30年度中部地方整備局コンプライアンス報告書について
		平成31年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画について

※参考：中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会開催実績

中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会（以下「委員会」という。）は1回開催された。

（中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザー委員会委員）

委員長：熊田 均 弁護士
 委員：井上 純 中日新聞社 論説委員
 〃：上田 圭祐 公認会計士
 〃：柴田 義朗 弁護士
 〃：横溝 大 名古屋大学大学院 教授

（平成30年度末現在、委員は五十音順、敬称略）

・第9回委員会（H30.3.7 15:00～17:00）

出席委員：熊田委員長、井上委員、上田委員、柴田委員

議事：平成30年度中部地方整備局コンプライアンス報告書（案）について
 平成31年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画（案）について

B. 検証（評価）

【自己評価】

コンプライアンス推進本部会議を毎月1回程度開催し、本部長から各事務所に対しコンプライアンスの推進について指示を行い内部統制を堅持した。コンプライアンス推進本部会議の内容は、コンプライアンス推進室長（事務所副所長等）を通じて周知徹底を図った。併せて、会議資料を職員向けイントラネットに掲示した。

また、コンプライアンス・アドバイザリー委員会を開催し、委員からいただいた改善に向けた提言を踏まえて推進計画の策定を進めた。

各事務所のコンプライアンス推進室は事務所独自の取組等、事務所におけるコンプライアンス等の強化を効果的・効率的かつ自律的に推進するうえで機能した。

適正業務管理官は、本局各部・各事務所のコンプライアンス推進担当者を指導するとともに、他の地方整備局の適正業務管理官とも意見交換を行い、コンプライアンス推進の中心的な役割を果たした。

9. アドバイザリー委員会の評価・意見

- ・事業者を対象にしたコンプライアンス講習会は効果的である。今後もより一層取り組んでいくべきである。
- ・研修等における講義の実施にあたっては、マンネリ化防止の工夫が必要。グループ討議などの参加型は有効である。一方で、たとえマンネリ化が避けられなくとも、繰り返し聞くことで一定の防止効果を得られることから、継続していくことが大事である。
- ・e-ラーニング受講の際の復習にあたっては、設問の順番を変えて再出題すると効果が高まる。
- ・職員の負担が増えるとかえって逆効果となる。弾力的に対応していく必要がある。
- ・全体としてしっかり取り組んでいる。

まとめ

従来から実施しているコンプライアンス推進の取組は、法令遵守に対する職員のコンプライアンス意識の向上に寄与はしていたが、平成28年度に相次いで職員が逮捕されるという、極めて深刻な事態の発生に、あらためて強い危機感を持ち、平成28年10月に「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会」を設置した。委員会においては、従来のコンプライアンスに関する取組が十分であったか、不正行為を看過する組織の風土がなかったか、職員の倫理意識や情報管理のあり方はどうであったかを含め、徹底して不正事案の発生の要因を考察した。その発生要因を踏まえて、二度と不正事案を起こさないための抜本的な再発防止策として、「職員のコンプライアンス意識の一層の醸成」、「事業者等との接触に関するルールの強化」、「風通しが良く、不正の芽を見逃さない職場環境づくり」、「入札契約関係の情報管理の徹底」という四つの柱から構成される再発防止策を定め、平成29年3月14日に「中部地方整備局発注工事にかかる不正事案に関する報告書」が取りまとめられた。

委員会で取りまとめられた再発防止策を強い決意を持って実行し、真摯な行動を積み重

ねて行くことで、損なわれた国民からの信頼を回復し地域の信頼を取り戻すため、平成 29 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画に引き続き、平成 30 年 3 月 27 日付けで平成 30 年度中部地方整備局コンプライアンス推進計画を策定した。

平成 31 年度においても、中部地方整備局は新たな推進計画の下、取組のマンネリ化の防止を図りつつ、再発防止策を強い決意を持って実行することとする。一方で、過去の国道の維持修繕工事で不適正な支出処理が行われていたことが平成 30 年度に確認されたことから、業務全般における法令遵守も併せて組織一丸となって引き続きコンプライアンスを徹底し、国土交通省に対する社会的要請に応え、社会的責任を果すべく取組を強力に押し進めていくこととする。